

【目次】

日本共産党を大きく躍進させてください P. 1

〈重点政策〉 P. 3

1. 賃上げと安定した雇用の拡大で、働く人の所得を増やして本格的な景気回復を
2. TPP断固阻止、農林漁業と地域経済を元気に
3. 安心してらせる北海道へ
——社会保障の充実と、財源は消費税に頼らない別の道を
4. 原発ゼロへ、再生可能エネルギー活用など新しい北海道をつくる
5. 憲法を生かすことこそ、北海道の未来を開く道
6. 若い世代と新しい北海道をつくる

〈分野別政策〉 P. 7

1. 経済・産業——北海道の可能性を生かし、地域循環型経済をつくる
2. 雇用——人間らしく働ける労働のルールを確立する
3. 北海道経済の「根幹」にふさわしく中小企業の本格的な振興策を実施する
4. TPPに反対、「食料主権」を確立し、安定した農林漁業を再生させる
5. 社会保障——医療、介護、年金など「くらしの安心」を取り戻す
6. 東日本大震災を教訓に、道民の命を守る防災・減災対策を
7. 原発からただちに撤退し、北海道の豊かな資源を生かし、再生可能エネルギー普及と低エネルギー社会へ
8. 子ども・教育——日本の将来を担う若い世代が、その自覚と責任をもっていきいき働き、くらせる社会をつくる
9. 男女平等、民主主義をつらぬき、あらゆる分野で女性の人権を尊重する社会に
10. 環境、エネルギー——持続可能な社会の実現、北海道の豊かな自然を守る
11. 住民のくらしを守る地方財政を保障し、地方自治が花開く日本を
12. 地域交通——くらしと地域経済に役立つ総合交通体系を確立する
13. アイヌの生活と民族的権利の保障を
14. 道理にもとづく領土交渉とともに、元島民らが被ってきた不利益に対して誠実に向き合うことを政府に求める
15. 憲法前文や9条、96条はじめ全条項をまもり、憲法を生かした日本をつくる

安倍政権の暴走に立ち向かい、道民の声が生きる新しい政治を

2013年6月20日 日本共産党北海道委員会

日本共産党を大きく躍進させてください

安倍政権が発足して半年、道民の暮らしや地域経済は良くなったでしょうか。どこでも「景気回復の実感などない」の声が聞かれます。

「アベノミクス」の正体は、政府みずからが投機とバブルをあおりたてて物価をつりあげ、不要不急の大型開発を復活させ、働くルールを壊していくものです。道民の平均給与所得はピーク時より年間60万円近くも下がり、非正規雇用は79万人にも及んでいます。全企業の99%を占める中小企業は円安による燃料・資材高騰で、経営の心配が広がっています。燃油等の値上げは、暮らしにも、流通や農漁業にも打撃を与えています。そのうえ来年には消費税増税と、社会保障制度の大改悪も待ち受けています。

北海道を丸ごと破壊するTPPは、昨年の総選挙で自民・公明は「断固反対」と宣伝しながら安倍首相は交渉参加へ踏み出し、「公約違反だ」と批判が広がっています。TPPに参加すれば、北海道の被害総額は1兆6000億円以上もの打撃を受け、農業関連産業で約11万人が雇用を失い、農家も2万3000戸が離農すると道庁は試算しています。医療や食の安全、公共事業なども、大きな影響を受けます。

原発ゼロを願う多数の世論を前にしながら、安倍政権は新基準をテコに再稼働をめざしています。大間原発「建設反対」を掲げた道内の自民党候補に、「約束を守れ」との声が上がっています。政府と北海道電力による原発依存は、北海道で大きな可能性のある再生可能エネルギー普及にも障害となっています。家計と中小企業を直撃する電力料金の値上げも、利益の過度な見積もりや情報公開の不十分さが指摘されています。そもそも原発の安全性は、今も保障されていません。

安倍政権では、外交や憲法の問題でも危険な動きがハッキリと見えてきました。

TPPや沖縄米軍基地問題では、アメリカの要望を丸飲みし、国民に押し付けています。4月28日におこなった「主権回復の日」式典は、千島列島を放棄し、沖縄・奄美・小笠原を切り離した歴史を顧みない暴挙となりました。閣僚や多数の国会議員による靖国神社の参拝等は、中国・韓国などアジア諸国だけでなくアメリカからも批判の声があがり、深刻な外交的行き詰まりを示しています。維新の会・橋下大阪市長による「慰安婦は必要だった」などの暴言も、安倍首相の政治姿勢が大元にはあります。

自民党が昨年に発表した憲法改定案は、自衛隊を「国防軍」にし、基本的人権を否定するなど、日本が起こした侵略戦争の反省や人類社会の到達点を投げ捨てるようなものです。憲法96条の改定は、権力の都合で憲法を変えやすくするものであり、立場を超えて強い批判の声が上がっています。

「このまま進んでは危ない」——道民の間からも、不安や心配の声が広がっています。

—安倍政権の暴走に立ち向かう日本共産党大きく躍進させてください—

安倍政権に対して、野党は立ち向かえているのでしょうか。

民主党は、消費税増税と社会保障改悪を決めた「3党合意」にしばられ、正面から追及できないでいます。TPPや原発再稼働などは、民主党政権から始まったことでした。

維新の会は、党綱領で憲法の改悪を堂々と掲げ、橋下氏・石原氏とも侵略戦争と認めない立場と発言は、国内のみならず国際社会からも批判を浴びています。

みんなの党も、憲法改定・TPP推進・金融緩和で安倍政権に賛成の立場を取り、渡辺代表は「安倍政権は長期政権になる」と持ち上げています。

こんな時こそ、日本共産党——安倍政権の暴走に立ち向かい、「国民が主人公」の道民の願いが生きる新しい政治をつくるため、日本共産党は3つの役割を発揮してがんばります。

①くらし・雇用、平和、民主主義を守る力になる

他の野党が、そろって「自民党の補完勢力」となるなか、安倍政権の暴走を食い止める力となって奮闘します。

これまでも、残業代の未払い問題を国会で300回以上取り上げて、これまで1932億円を支払わせることができました。侵略戦争の時代から「戦争反対」を貫き、自民党の教科書にも「他党にない権威」を持った政党として紹介された歴史を持つ党として、勇気を持って安倍政権に対決していきます。

北海道でも、北海道電力の「やらせ」を告発し、プルサーマル推進と再稼働を食い止める力となることができました。道議会でも、北海道電力の社外監査役が北電株を保持している実態などを追及し、原発共同利益体に迫る役割を果たしてきました。

円安で燃油・灯油が急騰した際には、紙智子参議院議員と森つねと道選挙区予定候補が石油連盟まで要請に行きました。北海道で、このような行動を取った政党は、日本共産党しかありません。

②綱領を持つ党として、日本の未来を示す力になる

日本共産党は、「ルールなき資本主義」を「ルールある経済社会」へ、「アメリカいいなり外交」を「自主・独立の平和外交」へ切り替える、新しい日本社会をめざしています。さらに、資本主義社会の価値ある成果を引き継ぎ、「人間の解放」が一番の特徴となる社会主義社会への前進を展望しています。その方針をまとめているのが綱領です。

日本共産党が、どの問題でも国民の立場で政策を発表できるのは、日本社会を深く分析した綱領を持つ揺るがない党だからです。

③共同を広げ、新しい政権をめざす力になる

日本共産党はこの間、多くの個人・団体との「一点共闘」を広げてきました。TPP阻止では、道内各地で農協だけでなく消費者団体や経済界とも共同を進めてきました。原発ゼロに向けて、毎週金曜日の道庁前行動はじめ全道の行動や、宣伝・署名などでも力を尽くしてきました。地域経済の活性化へ、地元商店街や商工会議所、農協・漁協との懇談も積み重ねてきたところです。

他の党でも「TPP阻止」「消費税増税反対」「脱原発」などを掲げていますが、一貫して全道各地で行動してきたのは日本共産党です。それは、道内・全国どこでも支部と地方議員を持つ草の根の力を持つ政党だからです。この共同を広げて、日本共産党は新しい政

権づくりをめざします。

日本共産党は、比例5議席確保をめざします。これは比例改選48議席の約1割を占め、必ず政治を大きく動かす力となれます。北海道出身の紙智子参議院議員はTPP反対の先頭に立ち、いつでも道民の声を国会へ届けてきました。引き続き参議院で働かせてください。

北海道選挙区では元「しんぶん赤旗」記者の、森つねと予定候補がたたかいます。記者としてどこにでも切り込む勇気と度胸を持つ、即戦力の予定候補です。

全国・全道のお知り合いへ「比例は日本共産党」「選挙区は森つねと」と広げていただけるよう、心からお願いします。

〈重点政策〉

1. 賃上げと安定した雇用の拡大で、働く人の所得を増やして本格的な景気回復を

安倍政権の経済対策は、「アベノミクス」などと新しい装いをこらしていますが、その一つ一つを見れば、消費税増税、社会保障の削減、ゼネコン型の大型開発、大企業の減税、「規制緩和」の名による雇用のルール弱体化と、どれも古い自民党政治そのものです。この政治が国民の所得を減らし、消費と需要が落ち込み、さらに所得が減っていくというデフレ不況の根本原因になっています。

本格的な景気回復のためには、家計を温め、所得と需要を増やして「デフレ不況」の悪循環から抜け出すことです。

内部留保の一部を賃上げに・・・・・・デフレ不況の打開には、賃金の引上げと正社員化です。この10年間で100兆円近くも増え、260兆円にまで膨れあがっている大企業の内部留保の一部を活用するだけで、1万円の賃上げが可能です。

雇用の転換で、賃上げの波を非正規と中小企業に・・・・・・北海道では企業数の99%、常用雇用者数でも8割以上が中小企業で占めており、文字通り中小企業は北海道経済の根幹をなしています。中小企業の発展と賃上げ・雇用安定は、労働者はもとより中小企業経営者にとっても共通の願いです。中小企業向けの減税の実施や社会保険料など負担の軽減、最低賃金を1000円以上に引き上げるために、中小企業への十分な政府としての支援が必要です。アメリカでは、5年間で最低賃金を時給200円引き上げた時に8800億円、フランスでは3年間で2兆2800億円を政府が支援しています。

労働者派遣法の抜本改正をはじめ、非正規雇用への不当な差別や格差をなくし、均等待遇をはかり、派遣や契約、パートなどで働く労働者の賃上げと労働条件の改善をすすめます。

2. TPP断固阻止、農林漁業と地域経済を元気に

TPPは「例外なき関税撤廃」「非関税障壁の撤廃」が原則であり、アメリカとの事前交渉の中味を見ても、安倍首相の「守るべきものは守る」との言い分はウソであることは明白です。TPPとは「多国籍企業に都合のいいアメリカ主導のルールづくり」であり、国民にとってメリットはなく、失うものがあまりにも大きいものです。北海道のくらしと地域社会、地域経済を壊すTPPには断固反対を貫きます。

北海道の地域経済を元気にするうえでは、豊かな自然を生かした農林漁業と、全企業の99%を占めて地域に密着している中小企業を応援することが一番です。安倍政権は「攻める農業」「所得倍増」などを打ち出しますが、肝心の食料自給率向上は一言も触れません。まず、安定的に国民へ食料を供給するという国の責任を果たすことです。そのうえで、北海道の地域資源を生かし、付加価値をつけた製品開発などへ取り組みを進めることです。大企業中心の経済政策を、中小企業応援へと切り替えるために、日本共産党は力を尽くします。

3. 安心してらせる北海道へ——社会保障の充実と、財源は消費税に頼らない別の道を

消費税増税との「一体改革」として、自民・公明・民主の「3党合意」のもと、社会保障制度の改悪が進められようとしています。基本は「自助・共助」とし、国による「公助」は最後の支援策であると、社会保障で国が果たす責任を放棄するものです。

道民から「医療費が高くて大変」「年金カットはやめて」と悲鳴が上がっています。年金は、これから支給額2.5%も削減し、支給年齢の引き上げが考えられています。医療では、70～74歳の医療費負担増、市販薬類似の医薬品は保険から外すことなど検討されています。介護でも、利用料負担の引き上げや要支援者へのサービス打ち切り、生活保護も基準額引き下げや申請厳格化などの「締め出し政策」が実施されようとしています。札幌市白石区では、生活保護を受給できずに姉妹の孤立死まで起きました。社会保障の改悪を、許すわけにはいきません。

そのうえ消費税は収入の低い人ほど負担が重くなる、逆進性の強い税制です。来年4月からの消費税増税の中止を求めます。

大企業・富裕層への行き過ぎた減税をあらため、軍事費や「思いやり予算」、不要不急の大型公共事業の見直し、政党助成金の廃止などで、新たな財源をつくります。国民の所得を増やし、雇用の安定と拡充の政策を進めれば所得税などで新たな財源が増えます。このように新たな財源を確保して、さらなる社会保障の拡充へ進むという、二段階の改革をめざします。

そうすれば「減らない年金」を実現したうえで、最低保障年金制度へと進むことができます。医療・介護でも、低所得者への負担軽減策から、全国民的な負担軽減・負担ゼロへ進むなど、社会保障全般で充実をはかることができます。このような見通しを持って、安心できる社会保障を確立します。

4. 原発ゼロへ、再生可能エネルギー活用など新しい北海道をつくる

福島原発事故から2年3ヶ月がたちましたが、炉内の実態も事故の直接的原因もわからず、新たに汚染水が処理できずたまり続けるなど、収束には程遠い実態にあります。何より今も、15万人以上も避難生活を強いられています。

安倍政権は、7月に原子力規制委員会が示す新規規制基準をもとに、財界・電力会社の要望も受けて、原発再稼働をめざしています。しかし、その規制基準も過酷事故を前提にしたものとなっています。活断層があっても見えなければ、その真上に原発を建ててもよく、免震重要棟の設置も先送り可能にするなど、安全対策としてもきわめて不十分なものです。

原発事故は、他の事故には見られない時間的・空間的・社会的被害を及ぼすものであり、電力不足も起きずに多くの国民が「原発ゼロ」を願うなか、再稼働せずに廃炉に向かう政治の「即時原発ゼロ」の決断こそ現実的な選択です。

電力料金の値上げも、原発に依存するから高コストになるわけであり、再稼働前提の電力料金値上げは認めることはできません。

泊原発の廃炉と、大間原発の建設中止を求めます。幌延の深地層研究センターを「核のゴミ捨て場」にすることは認めません。原発に縛られてきた立地自治体に対しては、国の責任で、原発に頼らない経済振興や産業育成に向けた支援を進めるよう求めます。

再生可能エネルギーは、道内でのエネルギー確保とともに新たな地域産業と雇用の拡大へつながる可能性が広がっています。大資本による大規模化ばかりに頼らず、分散・小型を基本にし多様なエネルギー源を確保することが、電力の安定確保や地域経済への波及を生み出します。化石燃料分を再生可能エネルギーに置き換えた場合、北海道の年間の経済効果が2648億円、雇用増大効果が1万1600人に上るとの試算も出されています。国とともに北海道が普及目標を持ち、官民あげた取り組みへ国が支援を強化するよう求めます。

5. 憲法を生かすことこそ、北海道の未来を開く道

自民党や維新の会などが、「憲法改定」を参院選の争点にしようとしています。改憲派の一番のねらいは、9条を改定して「国防軍」をつくり、日本をアメリカとともに「海外で戦争できる国」に変えることです。

そのために、権力の都合でたやすく改憲できるようにするために96条の改定を行なおうとしています。96条の改定は、たんなる「手続き論」ではありません。憲法は主権者である国民が、その人権をまもるために、国家権力をしぼるためのものです。だから、時の権力者の都合で変えられないように改正の条件を普通の法律よりきびしくしています。改憲のハードルを下げるのは、憲法を憲法でなくしてしまう「禁じ手」です。

自民党の「改憲案」は「基本的人権」の97条を全文削除し、表現・結社の自由を含む基本的人権を「公の秩序」の名のもとに制限する——戦前の「大日本帝国憲法」への逆もどりです。

安倍首相は、過去の侵略と植民地支配を「国策の誤り」と認めた「村山談話」（95年）の見直しをとらえ、「侵略の定義は定まっていない」「どちらから見るかでちがう」とまで

いています。これはアジアへの侵略戦争を正当化するものです。憲法前文で「ふたたび戦争をおこさない」ときめた戦後政治の原点の否定です。

日本共産党は、憲法前文や9条、96条など憲法のすべての条項をまもりぬきます。「戦争をしない」「軍隊をもたない」——9条にもとづく平和外交こそ、アジアと世界から信頼される道です。

6. 若い世代と新しい北海道をつくる

働きがいある環境をつくり、未来の北海道を担う次世代の声を反映させることなしに、新しい北海道はつくれません。

北海道では長く青年の就職難が続きました。せっかく学んで得た知識や技術を生かす場がなければ、青年の人生にとっても、北海道の地域社会にとっても、大きな損失です。

正社員でも、過大なノルマの押し付けや労働環境の悪化がもとで心身を壊す青年が少なくありません。非正規雇用の青年たちは、いつ首を切られるかと不安の毎日です。

そういうもとで、高校・大学と借りた奨学金が大きな負担となり返済できず、社会問題化しています。青年たちに冷たい、日本の政治のゆがみを正さなければなりません。

「働きがいある北海道」へ……労働者派遣法を抜本改正します。労働監督署の職員を増やし、違法・脱法の働かせ方を許しません。医療・介護・福祉などの低賃金打開を進めます。再生可能エネルギーの普及で、地域に仕事をつくります。中小企業などの職業訓練・企業内訓練への支援を強化します。

「安心して学べる」日本を……給付制奨学金の導入を強く求めます。まるでローン会社のような取立てをやめて、返済も親身な相談にもとづくものに改めます。学費軽減と無償化へ向けて、私学の助成金引き上げを進めます。

若い世代の声を生かす……青年・子育て世代によるプロジェクトを計画・実行する地方自治体に、国が支援できる仕組みをつくります。行政や業種を超えた交流の機会が持てるよう、同様に支援を強めます。

〈分野別政策〉

1. 経済・産業——北海道の可能性を生かし、地域循環型経済をつくる

(1) 農林水産業の振興と付加価値型の食品加工業、関連産業への支援

食料自給率を回復させる国家的事業に果たす大切な役割と、力が北海道にはある……日本の食料自給率は39%まで低下し、先進国の中でも異常な低さです。「外国から安い食料を輸入すればいい」という時代は、とっくに終わっています。

食料自給率を引き上げ、食料生産と国民への安定供給をはかるのは、政治の責任です。これは日本国民の将来がかかった一大事業です。この事業に、北海道が果たす役割は決定的です。食料自給率を当面50%に引き上げるだけでも、北海道の農林漁業はもとより、食品加工などの製造業、運輸・輸送など関連産業と地域経済に大きな好影響が生まれます。北海道では製造業の三分の一は食品加工業です。それだけに、国民への食料基地の役割を担っている北海道の農業・水産業の発展が、道内中小企業振興の大前提になります。

農水商工連携の取り組みを支援し、地元産物の利用をすすめる……北海道の食品製造業は、加工段階で素材の価値を高めた割合を示す付加価値率が、全国でも最下位のグループに位置しています。農水商工連携が発展し、地元の農水産物が地元で加工・活用され道内外で広く消費されるなら、雇用の拡大や地域経済の振興につながります。

地産地消、域内循環を推進する……北海道の豊かな食料資源、木材、地場産品などが、地元で消費され活用される「地産地消」「域内循環」型の経済が、農林水産業、中小企業を発展させ、雇用の拡大にもつながります。地元農水産物の学校給食での活用、地元木材の公共事業での利用、地元木材を活用した住宅建築への補助などを進めます。

漁業経営の安定に努めます……輸入規制と主要魚価の価格安定対策の強化をはじめ、多様な増養殖事業への試験・研究への補助を強めます。国の制度として新規漁業就業者支援制度を創設します。地産・地消の振興、販路の確保、水産加工の振興など、水産物の消費拡大と流通改善に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの開発、普及を大胆に、計画的に

原発から即時撤退する政治決断を行って、太陽光、太陽熱、風力、地熱、小水力、木質ペレット、雪氷熱など再生可能エネルギーを中心とした産業に転換をはかります。

また、再生可能エネルギーでの発電と関連事業は、地域密着型の新産業であり、地域経済への波及効果も大きくなり、技術革新（イノベーション）の起爆剤にもなります。風力や太陽光、地熱、潮力など各種の発電装置やバッテリーの開発や改良、小型化、木質ペレットの活用をはじめ、技術開発とともに、中小企業がもつ技術力が生かされる分野が多数あります。関連部品の生産や各地に無数に作られる小型の発電所の維持・管理を含め、中小企業への仕事と地域の雇用創出が期待できる新しい産業です。

(3) 観光産業の振興を

魅力ある観光地づくりとアクセスの改善を……行政が地域の特徴を生かした、きめ細かい創意的な試み、施策を励まし、育てていくことは観光の発展にとって極めて大切に

す。観光地づくりは、地元中心、住民参加の計画で進めることが大事です。観光地へのアクセスの整備、とりわけ冬期間の整備に行政が力を入れることが必要です。

異業種、多業種の交流や情報発信を支援し、大手観光産業資本との共存ルールをつくる・・・観光業者と食品加工業、情報産業との連携や販路を広げる金融業界の関わりなどが、道内ではこれまでより強まっています。観光協会などがその中心的役割を果たせるよう支援を強めます。

(4) 地元の企業に仕事がまわる生活密着型の公共事業へ

老朽化した建築物、道路、水道などの維持、管理は待ったなし・・・厚労省の平成 23 年度調査でも道内の浄水施設で 41 年以上経過している施設は全体の 25.3%にも上っています。老朽化した施設の改善や、老朽化して損壊の危険があり使用停止や使用制限が付されている橋などの維持、管理は待ったなしです。道路、上下水道のインフラ整備の促進は、新たな雇用創出と、地元中小企業への波及効果を生みます。

経済波及効果の大きい住宅リフォーム制度や、官製ワーキングプアをなくす公契約条例などの普及を進める・・・大きな経済効果、雇用創出効果をあげている住宅リフォーム事業は、道とすべての自治体で実施します。建築事業に、道内の森林資源（木材など）を活用すれば、林業の活性化も促す二重の効果があります。

発注する公的機関と受注者等の中で結ばれる契約（公契約）において、生活できる賃金をはじめ、元請けと下請け、孫請けとの適正な契約の確保、技術の継承や地域経済の循環の効果をつくる「公契約法」「公契約条例」の制定を進めます。

2. 雇用～人間らしく働ける労働のルールを確立する

(1) 正規雇用が当たり前の社会へ、当面非正規の半減を目指す

北海道の非正規労働者は 79 万人で雇用者総数の 37.4%（全国は 34.4%）を占めます。男性非正規労働者の 46.7%（同 42.7%）、女性では 87.4%（81.8%）が年収 200 万円未満です。これではまともな生活はできません。北海道の地域経済再生のために、非正規の正社員化はまったなしです。

①労働者派遣法、雇用契約法の抜本改正で非正規雇用に歯止めを

昨年 10 月から施行された「改正」労働者派遣法では、製造業派遣・登録型派遣の原則「禁止条項」が削除されるなど完全に骨抜きにされました。また、昨年 8 月に「改正」された労働契約法では、6 か月間のクーリング期間があれば契約期間に通算しないとする規定を設け、結局、何度でも有期契約ができる抜け穴をつくりました。製造業への派遣を禁止し、登録型派遣も専門業務に限定するなど労働者派遣法を抜本改正します。期限付き雇用契約は、合理的な理由がある場合に限定し、短期・反復の雇用契約を規制します。

②公務の非正規化をストップし、官製ワーキングプアの解消を

道労連の調査に回答を寄せた道内 76 市町村では、30.3%が非正規公務員となっています。道内公立保育園の保育士の 5 割以上が非正規で、フルタイム型の非正規も 3 割を超え、フルタイムで働いても 6 割以上が年収 200 万円未満です。公立図書館司書も約半数が非正

規です。正規公務員との均等待遇を実現し、「官製ワーキングプア」を一掃します。

リストラを規制し、大企業に社会的責任を果たさせます。

「リストラアセスメント法」を制定し、大企業に対して、大量解雇・人員削減計画や再就職援助計画の事前提出を義務付け、国・道が参加する第3者委員会で妥当性などを検討します。自治体からの補助金を受けている誘致企業（道の立地補助金は10年間で総額160億円）はもとより、過疎法や半島法などで税制上の優遇を受けている大企業（道税の減免額は10年間で総額44億円）について、進出・撤退のいずれの時点でも、雇用をはじめとした地域貢献計画の提出と実施を義務付けます。

（2）中小企業への応援、エネルギーや農林水産業関連等の成長分野、公的分野などで雇用の創出

①地域分散型の再生可能エネルギーで雇用創出

再生可能エネルギー事業を応援し、担い手となる地場中小企業と技術者を養成・支援し、新たな「地場産業」をおこします。

②生活密着、福祉、安全最優先の公共事業で雇用の拡大

地元の中小建設業者の仕事になるきめ細やかな公共事業で仕事を増やします。▽橋や上下水道、ガスなどのライフライン、学校・幼稚園・保育所などの耐震化・老朽化対策、▽既存の高層の公営住宅などが津波避難ビルとして使えるための改修、▽良質な公営住宅、介護・福祉施設の新増設、▽住宅リフォーム助成を行う市町村に国が補助する制度の創設——などにより雇用を増やします。

③「医療・福祉」「教育」「安全」など公的分野の雇用創出

道内で労働者がもっとも不足している産業は、都市部、郡部を問わず「医療・福祉」で、新規求人に対する「充足率」は33%に過ぎません。

1. 道内医師不足1075人（2011年度）は、医療費抑制のために医師の育成を怠ってきた国の責任で解消させます。看護職員の不足数約5200人（2012年度見通し、実人員ベース）を充足します。そのために短時間正職員制度などを道内医療機関に広げます。

2. 介護職員の「需給見通し」を制度化し、需要に見合った介護人材の確保を進めます。道内求人賃金は、常勤の「ホームヘルパー・ケアワーカー」でも月額148,000円、パート時給は846円に過ぎません。「ホームヘルパー」「福祉施設介護員」の勤続年数はともに5.6年と全産業平均の11.9年の半分以下です。介護・福祉職員が働きがいを実感して働き続けられるように、国が予算措置をします。

3. 道内小中学校すべての35人学級化で860人の教員増、30人学級の実現には2570人の教員が必要です。着実に少人数学級化を進め、教師が子どもと向き合えるようにします。

4. 相次ぐ孤独死や虐待、ツアーバス事故や食中毒事件など、私たちの命と安全が脅かされています。道内の労働基準監督官は約140人で、一人あたり1700事業所以上を受け持っています。火災等から人命を守る消防職員の道内充足率は約7割にとどまり、約3600人が不足しています。消防や福祉事務所・保健所・児童相談所など職員、運輸局や労基署の監督官を増やします。

(3) 長時間労働とサービス残業（ただ働き）の一掃で雇用を増やす

① サービス残業ゼロで、18万9千人の雇用増

労働力調査による常用労働者の年間総労働時間 1997 時間と、毎月勤労統計調査（事業所規模 5 人以上）による常用労働者の年間総労働時間 1799 時間の差（198 時間）がサービス残業です。これをゼロにし、道内常用労働者数 172.6 万人をかけ、「毎勤統計」による年間労働時間数 1799 時間で割れば、新たな雇用必要人数 18 万 9 千人となります。法律違反のサービス残業を根絶するために、労働基準監督署監督官を増やし、立ち入り調査を強化します。

② 有給休暇の取得率を 8 割に引き上げ、3 万人の雇用増

有給休暇付与日数 17.9 日、取得日数 8.6 日で取得率 48%、119 万人の一般労働者数（フルタイム）が完全取得すれば新たに 4 万 9 千人、8 割取得（14.3 日）で 3 万人の雇用が必要です。

③ 「過労死ライン」超の残業規制で 8 万 8 千人～17 万 5 千人の雇用増

「就業構造基本調査」によると道内労働者約 270 万人のうち「過労死ライン」といわれる「週 60 時間以上」働いている人は約 35 万人。全員、週 20 時間の残業と仮定し、法定労働時間の週 40 時間に是正すれば 17 万 5 千人の新たな雇用が必要です。残業の是正が 10 時間で 35 万人が週 50 時間働くとしても、8 万 8 千人の新規雇用につながります。

(4) 最低賃金の引き上げを、公契約法の制定

最低賃金を 1000 円に・・・北海道の地域最低賃金は、719 円になりましたが、依然、6 都道府県で生活保護水準を下回る状況は解消されていません。時給 719 円でフルタイムで働いても、ひと月 12 万 3 千円です。中小企業には特別減税や保険料負担等の軽減を行い、実現できる環境づくりを進めます。

公契約法の制定を・・・道建設部発注工事で、最低価格が予定価格の 90% 保障されているにもかかわらず、積算されている労務費から 10% 超、なかには 20% 超も下回る低賃金が増えています。ILO 勧告第 945 を批准し、「公契約法」を制定します。国や地方自治体、独立行政法人などによる業務委託、公共工事をはじめとした官公需における適正な取引と、安心して暮らせる賃金を実現します。

(5) 若者雇用と就職支援、季節労働者、障害者・難病雇用、過労死・セクハラ対策

青年の雇用と就職を応援・・・「3 年間は新卒扱い」とした国「指針」を実効あるものにするために、正規採用する中小企業に補助金を出します。同様に、4 割が非正規となっている青年の正規採用についても職業訓練・資格取得の拡充や採用企業への助成などを実施します。

季節労働者、未就業者に働く場を・・・失業給付期間の延長や、速やかな給付の開始など制度の改善とともに、道内季節労働者 8.5 万人の冬期一時金 50 日分を還元します。公共事業の冬季施工へのかさ上げ措置に国として補助します。緊急雇用交付金に代わる制度を拡充し、季節労働者をはじめ就労を希望しながら仕事に就けない人たちに働く場を提供します。

障害者、難病患者らの社会参加を促進・・・障害者の法定雇用率を達成している道内

企業割合は49%にとどまっています。障害者の職業生活を指導するジョブコーチ制度の拡充や、雇用契約型の障害者就労支援事業所（A型）の増設などを進めます。難病患者については、法定雇用率を定め、それぞれの疾患に対する社会的な理解を促進し、雇用する企業への助成を充実させます。

過労死、過労自殺をなくす・・・「過労死ライン」といわれる週60時間以上働く道内労働者は35万人（13%）。道内での精神障害等（メンタル）による労災認定申請件数は2001年度の8件（うち自殺は2件）から2011年度は51件と急増しています。「過労死・過労自殺」なくすために、国、自治体と事業主の責任を明確にし、国が総合的な対策をおこないます。職場でのセクハラ、パワハラを根絶します。

3. 北海道経済の「根幹」にふさわしく中小企業の本格的な振興策を実施する

北海道の中小企業は、道内全事業所の99.4%、全従業員数の83.8%をしめる北海道経済の中心的役割を担っています。中小企業、自営業者は、まさに北海道経済の「根幹」というべき重要な存在です。広大な北海道の地域経済を支えている、その素晴らしい値打ちが十分に発揮されてこそ、道内経済全体が豊かに発展でき、元気を取り戻せます。

（1）大企業との格差是正へ——中小企業基本法を改正する

2010年に閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議にして、国の一般歳出予算のわずか0.35%の低水準にとどまっている国の中小企業予算を、当面、1兆円に増額します。中小企業基本法を改正し、ヨーロッパのように、小企業者の位置づけをかえて、小企業者憲章の制定を目指します。

（2）「中小企業振興条例」の制定を広げる

帯広市では2007年に「中小企業振興基本条例」を制定し、経営者、金融機関、自治体職員などで構成する「中小企業振興協議会」をつくり、中小企業の声を生かしています。地方自治体で「中小企業振興条例」を制定し、地域の実情に応じて中小企業施策を展開することが重要です。

（3）大型店の身勝手な出店や撤退を規制し、地元経済界との話し合いを義務付ける

大型店の身勝手な出店、退去は、地域の商店街・小売店を衰退させています。大型店の出店、退去などによる生活環境や地域経済への影響評価と調整、規制を行う、「大店・まちづくりアセスメント」などのルールをつくります。商店街や小売店の魅力を引き出す共同事業をすすめ、地元で日常生活用品が買い物できる仕組みをつくるなど、商店街や小売店の活性化をすすめます。

（4）本州の大資本の進出には、正社員採用と地元産品利用、地元業者優先を

大企業に対し社会的責任を発揮してもらい、地域経済への貢献を求め、地元の正社員の採用の促進や、労働者の家族が子育てを含め安心して地域で暮らせる働き方を推進します。

大企業と自治体、地元商店街、地域住民との協議の場を設け、地域経済や文化の関わり方を定期的に議論交流するとともに、大企業の工場の縮小・移転、廃止については、事前に協議の場に計画を提出し、工場で働く労働者や地域経済に否定的な影響を及ぼさないように手立てをとるようにします。

(5) 中小企業を支援する体制と仕組みを確立する

創業、開業を応援し、人材育成を支援する・・・積極的な創業・開業を応援し、研究機関などとの連携、新規開業者が利用できる起業支援制度の創設や、高等専門学校、研究機関等の連携を促進します。道内の試験研究機関を整備拡充し、その役割と機能強化をすすめます。若者や後継者が、実際に仕事を覚えるまでには時間がかかります。雇用を継続する経営者の努力への支援をつよめます。

中小企業を支援する税制・税務行政に転換する・・・所得税法 56 条を廃止し、事業主、家族従業員の働き分（自家労賃）を経費と認めます。消費税の延納措置を認め、免税点を引き上げます。法人税に累進制を導入し、中小企業の一定範囲内の所得については現行より税率を引き下げます。納税者の権利を保障する納税者意章を制定します。緊急に国の責任で国保料（税）を一人 1 万円値下げします。国保への国庫負担を復元します。滞納者への脅迫まがいの督促、情け容赦のない財産調査、差し押さえ、生活困窮者からの機械的な保険証取り上げなど、加入者の人権を無視した国保行政をやめさせます。中小企業金融円滑法に代わる新制度を作ります。

地域と中小企業の声にこたえる行政の機能強化・・・規制緩和や「特区」制度については、住民生活と自然環境を壊さないことを基本に据えて検討すべきです。その際、利害関係者などが民主的に議論できる場を、地方自治体が中心となって保障する必要があります。

4. TPPに反対、「食料主権」を確立し、安定した農林漁業を再生させる

(1) TPP 反対、食料主権・経済主権を尊重し、日本の食料自給率を 50% 台に

食料の確保と安定供給は、主権国として当然の責務です。TPP 参加を許さず、日本の食料自給率を 50% 台まで引き上げることを目標に据えます。

(2) 不要不急の大型公共事業を見直し、新たな財政仕組みによって、農林水産予算を大幅に増やし、経営改善と環境保全に役立つ事業に

一般歳出に占める農林水産予算の比率は、12 年前の 7.1% から 4.5% に低下しています。2000 年度の予算水準に戻せば、1 兆 1 千億円増額できます。穴あきダムで水がたまらない富良野・東郷ダム（農業用ダム）などを見直します。価格保障や所得補償、担い手支援、環境と国土保全などに役立つ予算の使い方に改めます。

(3) 安心して生産に励める農業施策に

[稲作] 価格保障と所得補償を組み合わせ生産コストのカバーを・・・米生産費を基

準として販売価格を割り込んだ分を農家に補てんする「不足払い制度」と、水田の持つ多面的機能を評価した所得補償を組み合わせた制度で経営を支えます。生産費1万5千円を保障します。

〔麦・大豆など〕水田での主食用米以外の増産に思い切った支援を・・・転作作物の条件を思い切って有利にします。麦・大豆・飼料用作物の助成金は、10㍍当たり5万円、米粉・飼料用米は同8万円に増額します。麦と大豆の生産人販売価格の「差額補てん交付金」制度を復活させます。

〔畑作〕適正な輪作体系を維持する・・・小麦、てん菜、豆類、ジャガイモなどによる北海道の輪作体系維持のための計画策定、省力化技術、温暖化に強い品種の開発などを支援します。てん菜などの甘味資源作物も、現行価格補てん制度を充実させます。

〔酪農・畜産〕酪農農家の所得の確保、自給飼料の生産への支援・・・加工原料乳の生産費を基準とする不足払い制度を復活し、チーズや生クリームまで対象を広げます。子牛価格の低迷や枝肉価格の下落に対応した生産者への補給金制度などを拡充します。自給飼料の生産体制を確立し飼料自給率を向上させます。

〔果樹・野菜〕価格保障制度を充実させる・・・野菜価格安定制度の基金への国庫負担の大幅増と、加入条件を緩和し、機動的に発動できる野菜・果樹の価格安定制度をつくります。

〔共済〕削減一辺倒の国の姿勢をあらため、異常気象などによる被害が増加する現状への備えを強化します。エゾシカ被害も対策予算を増加します。

（４）北海道農業の担い手育成を

道内農家戸数は21年間で8万7千戸から4万3千戸へ、農業就業人口は20万9千人から10万9千人へと半減しました。一方、この6年間の新規就農者は、毎年600～700人とどまっています。

新規就農者支援法の制定。青年就農給付金の見直し・拡充・・・国が主体となる「新規就農者支援法」を制定します。北海道の農業経営の実態から新規就農だけでなく、親元研修（就農）への支援を行います。

集落営農、農業法人、農作業受託組織への支援・・・引退する農家の農地や作業を引き受ける集落営農や、農作業受託組織、農業法人などは地域農業を支えています。機械・施設導入時の助成、低利融資など行います。

省力化・低コスト化、植物工場など高度化への支援・・・農家の規模に見合った機械・設備の購入、共同利用の組織化など支援します。植物工場の高度な環境を制御する技術開発と設備導入に支援します。

農協など農業団体の役割発揮を・・・営農指導や販路拡大、加工施設の運営など、農家会員を支援している農協や各種共同組織が、その役割を果たせるように支援します。協同組合事業を独禁法の適用除外とする規定を堅持します。

農地の適正な集積の促進、株式会社一般の農地利用の規制・・・分散農地の「連担化」を進める「農地集積協力金」が酪農や園芸農家も対象とされるよう見直し、適正な集積を図ります。農地利用は農家とその協同組織を優先し、株式会社一般の農地進出は厳しく規制します。

(5) 漁業者の経営安定と資源管理型漁業を進める

北海道の漁業生産量（2010年）は140万トンを以て全国の27%を占め、漁業生産額2500億円と水産加工出荷額6500億円を合わせると9千億円、農業に迫る基幹産業です。

水産資源保全のための休漁・減船に対する補償制度の拡充を・・・水産資源の保全を図る資源管理型漁業を進めます。そのための休漁や減船に対して補償します。現行の「資源管理・所得補償対策」について、国庫補助を増額し補償額を見直します。

栽培漁業への支援強化・・・生産が比較的安定しているのが、ホタテ、サケ、コンブなどの栽培漁業です。しかし、サケ、コンブの漁獲高に近年、陰りが見えます。試験研究機関による調査と資源管理対策を進めます。マツカワ、ナマコ、ニシンなど比較的新しい魚種の育苗・増殖事業について、流通・価格対策を含めた支援を行います。

再生産できるための漁業経営の支援・・・道内農業所得約600万円に対して、漁業者の所得は270万円にとどまります。20年を超える老朽船が70%を占めます。省エネ漁船に更新した際に補助する制度の復活など、生産手段である漁船の更新ができるようにします。

漁業の担い手対策・・・道内の漁業就業者数は約3万2千人で全国の16%。しかし、年間の新規就業者数200人に対して離職者数は800人と毎年600人の減となっています。国の制度として新規漁業就業者支援制度を設立します。

磯焼け対策、藻場の造成、魚付林の再生など・・・大学、研究機関も参加し、藻場の再生、磯焼け対策などを進めます（特に日本海側）。海に栄養を運ぶ川の機能を重視し、上流の森林（魚付林）再生活動を支援します。海獣対策予算を増やします。

漁港と漁村を津波・地震から守る・・・漁港後背地や沿岸に住み・働く人たちの生命と財産を守るために、日本海溝・千島海溝型地震の被害想定地域から優先的に防潮堤を整備します。漁港からの津波避難路を100%指定し避難階段などを建設します。津波ハザードマップや避難訓練などソフト面の対策を強化します。

原油高騰への緊急対策をおこなう・・・政府が進める対策は、発動基準となる金額はじめ不十分だとの指摘があります。実態に見合った見直しを急ぐよう求めます。

(6) 国は安全な食料の供給に責任を。農・漁業者と消費者の共同に支援を

①有機農業・環境保全型農業への支援

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組み等を対象とする「環境保全型農業直接支援対策事業」（道内の対象農家数は578戸、2011年度）を拡充します。有機農業に参加する農業者が増えるように政策誘導し、安全・安心な食料の産地形成を進めます。

②食品検査と表示の厳格化、トレイサビリティへの支援

(i) BSE検査の全頭検査を維持し輸入牛肉にも適用します。処理される牛の千分の1程度しか検査しない米国産牛については「特定危険部位」の除去などの義務付けを継続します。

(ii) 牛レバーの生食、野菜の浅漬けなどに起因する食中毒死亡事件が相次ぎました。保健所による立ち入り検査を強化し、そのために国は人員増の予算を措置します。

(iii) 輸入食品の水際検査は、10%に過ぎません。税関職員の増員を含め抜本強化します。

- (iv) すべての加工品の原料・原産地表示、製造年月日表示を義務付けます。
- (v) 現在8作物33食品群に限られている遺伝子組み換え表示について、すべての食品に義務化するとともに、「意図せざる混入許容率」を現行5%からEUなみの0.9%に厳格化します。
- (vi) トレイサビリティー（生産・販売履歴）が確認できるシステムに対して支援します。

③地産地消、食育、学校給食、産直などへの支援

学校での「食育」や、給食への地元産の食材の使用を進めます。農協・漁協女性部などによる直売所や「道の駅」などでの販売、生産者と消費者が直接結びつく「産直」を支援します。

（7）農林水産物を生かした製造業の発展を

道内各地で、製造業者と試験研究機関、地元の金融機関、流通業・観光業、行政などが連携し、函館の「がごめ昆布」をはじめ、鮭節、魚醤油、十勝の農畜産物を生かしたスイーツ、チーズなど乳製品、果実酒など特色ある製品開発が進められています。マーケット調査、販路拡大などを含め支援を強化します。

道内季節雇用労働者約8.5万人の約2割は、農林水産業と食品製造を中心とする製造業で働いています。通年雇用化、正規雇用化を援助します。

（8）林業振興と森林の保全

北海道の森林面積は、554万^{ヘクタール}で、北海道の土地面積の71%、全国の森林面積の22%を占めます。森林蓄積は27年間で1.3倍、人工林の樹齢も40年以上が主流となり「利用の段階」を迎えています。木材消費量の8割弱が輸入材です。原因は、歴代政府の場当たりの林業政策によって品質の低い材しか生産出来なかったため、高くても高品質な外材に負けてきたからです。

①外材依存から道産材の活用拡大への転換を

- (i) カナダ・米国や欧州からの製材輸入による温暖化への影響＝「ウッド・マイレージ」などの啓蒙や、実際に道産材に触れる・利用する「木育」を進めます。
- (ii) FSC認証（管理された森林で生産された木材）などの取り組みを応援します。
- (iii) 道産材による公共建築物の整備、民間住宅建設を促進し、2008年をピークに減っている「木造率」を高めます。施業効率化のため、適切な路網整備をおこないます。

②森林の再生産の保障、森林組合や製材所・木工所、関連産業を応援し雇用の創出を

- (i) 森林所有者が再造林できる原木価格を保障します。森林組合は、育苗や植林、除間伐、丸太の販売、組合員の経営指導など行っています。地域の民有林保全に大事な役割を担う森林組合を支援します。
- (ii) プレカットや高度な合板製造など加工による高付加価値とそのため設備投資を支援します。木質チップ、ペレットなどの一次加工、家具など木工品、ペレットストーブ製造など関連事業を支援し雇用につなげます。森林づくりを技術的な指導や森林経営計画を策定する人材を育成します。

③国の責任で森林保全に軸足を置いた国有林経営を

北海道の森林面積の55%は国有林です。森林・林業基本法(2001年施行)に基づき、「公

益的機能」重視の国有林経営を進めます。国有林内の道内自然公園や文化財を原則、保護林とし、生物多様性を維持します。国の責任で50年先、100年先を見越した長期計画を策定し、研究機関と地域の住民、自治体、林業関係者らが参画して国有林経営を進めます。

5. 社会保障～医療、介護、年金など「くらしの安心」を取り戻す

憲法25条に基づき国民の尊厳が保障され、人間らしく生きていける社会、住民が住み続けられる地域をつくるのが急務です。憲法25条に基づく福祉国家と北海道を築くため力を合わせます。

(1) 生活保護削減を許さない

厚労省は、膨張する保護費に歯止めをかけるとして「生活支援戦略」の名で、生活保護の縮小策を打ち出しています。扶養義務の確認強化、審査の厳格化など、生活保護を受給しづらくする方策を強めようとしています。

北海道の生活保護世帯は12万世帯と増えていますが、これは高齢化の進展とともに、若年層における非正規化と低賃金によるものです。問題は、文化的で健康的な生活を保障すべき生活保護水準の貧困世帯が多く放置されていることです。

研究者の調査では、北海道の貧困世帯率は26.8%になりますが、生活保護受給は4%に過ぎず、捕捉率は16.3%に過ぎません。いわゆる「不正受給」は全体の0.2%程度であり「受給資格はあるのに受けていない人はその3倍～5倍いるとされる」(「道新」2012.10.10社説)実態です。生活保護水準の引き下げは、就学援助や医療費助成、公住家賃、介護保険料などにも波及します。

非正規就労または病気や高齢化、障害等によって、低収入の場合は生活保護を受けやすくすることが当然です。生活保護を申請する権利を完全に保障する手だてをとります。

(2) 孤立死ゼロ、自殺ゼロを目指し安心して住める地域を築く

札幌白石区や釧路市の孤立死・孤独死は、福祉施策と地域の目が行き届いていないことを示しました。福祉事業所や地域包括支援センターに「支援員」を配置し、地域のネットワークづくりを強めます。料金未納による水道・ガスや電気の停止は、実態の把握なしには行わない方式を確立します。

うつ病など精神疾患が全世代に広がっており、「いのちの電話」相談機能を充実します。自殺未遂者への訪問事業を広げます。東京都足立区のように「いのちの門番(ゲートキーパー)研修」を広げます。

(3) 年金の引き下げをやめ、安心の最低保障年金をつくる

無年金・低年金のため暮らしが成り立たない貧困世帯が増えています。無年金者は最大118万人(道内5万人)と推計されます。老齢福祉年金の受給者の4割が100万円(月8.5万円)以下です。女性の場合は65%が100万円以下です。そのうえ、今後2.5%削減が待ち受けています。

安倍政権による年金削減をくい止めます。財源は、富裕層・大企業優遇税制を是正して生み出し、賃上げと雇用の安定で保険料納付の向上を同時に進めます。すべての人の最低保障年金の創設し、制度の信頼を取り戻します。

(4) 介護切り捨てを許さず、安心の介護保障を築く

昨年からの訪問介護の際の生活援助の調理・掃除などの基準時間が削減されたばかりなのに、政府は要支援者の生活援助を保険外にするなど、さらなる切り捨てをねらっています。これらの切り捨てを許さず、全国的な実態調査と、介護報酬体験の再検討を求めます。

国の負担率を25%からさしあたり30%にアップして、介護利用料(1割負担)が高くて介護サービスを受けられない非課税世帯などは半減するよう、国の負担軽減助成を求めます。

介護で働く人々の労働条件の改善のため、国として介護職員待遇改善基金の毎年3000億円上積みを図ります。特養ホームなど介護老人施設に入居できない待機者は全道で2.5万人(2011年度)を超えていますが、在宅の方9500人分を4ヵ年で解消する緊急整備計画をつくりまします。

(5) 病院縮小をやめ、医療を受けられる地域をつくる

この4年間で統廃合によって道内では49病院、2031床が削減・縮小されました。これは医師の不足、国の医療抑制政策と病床削減方針によって誘導された結果です。

医師不足解消のため、道内3医科大学の定員を更に20人以上増やすこと、また釧路と道南への医科大学の新設を進めることや、地域の医師不足解消へ、国が責任を持った仕組みをつくるよう求めます。

道立病院苫小牧などの縮小をやめ、公立病院広域連携計画を中止して、地域医療を支える計画を提案します。

(6) 国保改善——重い本人負担をなくし国保税(料)の2万円引下げで払える保険料に

「国保税が高くて払うに払えない」と悲鳴の声があがります。所得200万円の世帯で35万から46万円(函館市)にもなるなど、国保税(料)が所得の20%を超える異常事態です。滞納世帯は15万世帯にものぼり、これでは制度自体が崩壊します。

払える国保税にするため国庫負担率を1割(100億円)に増やし、国保税を国の責任で1万円、自治体の力で1万円、計2万円引下げを目指します。

国保証の取り上げは、暴力団や高額所得者でありながら未納など、極めて悪質な世帯に制限します。高校生以下への短期保険証(3007世帯)をすぐ解消します。滞納世帯の一方的差し押さえは抑制します。

(7) 障害者の人権を守る政策を——「骨格提言」の実現へ

「骨格提言」は、広範な障害者の総意を尊重したもので、「利用者負担の原則無償」など積極的な内容です。これを生かした総合福祉法の制定をめざして奮闘します。

国際的動向をふまえて、差別禁止法の制定を求めます。

当事者などの運動で、精神障害者へのバス交通助成へ道が開かれつつあります。事業者

まかせにせず、国が財政的支援を強め、他の交通事業者へも拡充できるよう働きかけます。

6. 東日本大震災を教訓に、道民の命を守る防災・減災対策を

3.11大震災による津波、原発事故を機に、全国各地で被害想定や避難計画などの見直しが進んでいます。十分な備えを欠いたために被害が拡大するのは「人災」です。「想定外だった」ではすまされません。大震災で浮き彫りとなった課題と教訓を、「安全・安心」な国づくり、福祉と防災の街づくりに反映させ、災害による被害を最小限に抑え、生命と財産を守ります。

(1) 東日本大震災を教訓に防災計画の見直しを進める

①北海道周辺で起こりうる巨大地震・連動型地震と津波災害に対応した防災強化をめざす

防災計画の見直しは、道内外の研究者による検討会議の設置や、住民参加型で進めるなど専門家や住民の知恵と工夫をもちよります。

避難所に指定されている公共施設、小中学校や保育所、病院、福祉施設などの耐震化の推進、特に公立小中学校は2016年度中の期限を前倒しします。

病院や大規模集客施設をはじめ、宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめることが不可欠です。そのために、設置者・開発者のとりくみを促すとともに、国自身の責務を明確にします。

上下水道やガス、電気などのライフライン、橋梁や防波堤、岸壁の耐震化、コンビナートや火力発電所が立地する地域の液状化対策をすすめるなど危険物施設の安全対策を強化します。

河川の樋門や水門の自動化などを計画的に推進します。緊急避難道路（国道）にかかる9橋が未耐震であり、早急に耐震化を実施します。ハザードマップ作成、太平洋沿岸を中心に海岸の津波防災施設（避難経路、津波避難ビル及びタワー）の総点検と整備を急ぎます。

②原発事故は起こりうるという前提で「原子力防災計画」を見直す

市町村の意見を尊重しながら、次の計画作成と体制整備に取り組みます。

- (i) 過酷事故を想定した原子力防災体制の整備
- (ii) 頭上計画だけでなく、泊原発30キロ圏の放射線モニタリングの強化、泊原発周辺自治体23万人の集団避難（移動）と、長期化を伴う遠隔地への避難計画を作成・整備
- (iii) 医療機関や要援護者、福祉施設入所者避難を念頭に置いた計画の作成

(2) 災害につよい国づくり・まちづくり

①まちづくりそのものを開発優先から防災重視の住民参加型に切り替える

開発や土地利用の変更にあたって、災害に対してどのような影響があるかを事前にチェックする防災アセスメントを導入します。

森林の荒廃が大量の流木や大規模な土石流をひきおこし、被害を増幅しており、間伐や

風倒木撤去の徹底、作業用林道の回復措置など、国土保全をすすめます。

近年のゲリラ豪雨やがけ崩れ、土石流の発生に備え、危険箇所、老朽ため池など災害危険箇所の点検をいそぎます。

住民の要求を踏まえて、電線の地中化など安全性を高めます。大震災では高規格道路が被災して広域支援が遮断されたことから、交通ネットワーク整備は一般道やJR在来線を中心にすすめます。

②自治体の防災力強化と、厳しい気象条件下の防災対策・整備をはかる

職員不足が慢性化している消防職員の増員をはかります。公務員削減の一方的な押し付けから、測候所の廃止や国の出先機関が一方的に進められていますが、暮らしに直結し、道民合意のない公的機関の削減はやめさせます。

半年が雪と氷に閉ざされる北海道独特の気象条件を考慮して、避難路の整備、避難施設の暖房器具の配置を点検し、改善します。

(3) 被災者・避難者への支援を強化する

3.11大震災により、北海道に避難している人は2861人(5月21日現在)で、そのうち6割が福島からの避難者です。

借り上げ住宅の期限延長とともに、住み替えによる家賃補助打ち切りをやめ、継続を求めます。当面の生活の維持への支援とともに、住まいの再建を支援対象とし、支給額を引き上げます。被災者の自立にとって大きな障害となっている既存ローンの負担を軽減します。子どもの検診を、北海道はじめ全国で平等に受けられる体制をつくります。

7. 原発からただちに撤退し、北海道の豊かな資源を生かし、再生可能エネルギー普及と低エネルギー社会へ

(1) 泊原発の再稼働許さず、廃炉へ

泊原発周辺には60キロの活断層が走っており、巨大地震と津波の危険があります。1分以上長期振動のリスクも重大です。泊原発を稼働せずに、道民の努力もあり電力不足の事態は起きませんでした。泊原発を必要とする根拠は失われています。

日本共産党はこれまで「北海道の原子カムラ」を糾明してきましたが、泊再稼働をねらう政官業学の癒着構造を徹底究明します。原発固執勢力を草の根の運動で追いつめ、泊原発廃炉実現に力をつくします。

(2) 大間原発建設中止を

政府・民主党は30年代原発ゼロをめざす、としていますが、いままで中断していた青森県の大間原発建設再開を強行しました。これは、①大間原発ができれば2050年代まで操業し、政府方針とも大きく矛盾する、②大間原発近くに大活断層が走っており、地震に耐えられない、③いったん過酷事故が起きれば南北北海道の漁業・農業を根底から破壊し、住めない地域となる、④函館市長はじめ、道南の大半の議会・住民が反対しており、⑤危険な初のフルMOX(プルトニウムに8割依存)燃焼である——など、何らの道理もない、危険

きわまるものです。

国政でも地方政治でも大間原発中止をはっきりかかげる日本共産党が伸びてこそ、中止への道がひらかれます。

(3) 幌延の地層処分中止を

核のゴミ、使用済み核燃料廃棄物の処理・処分については、いまだ安全な方策がうち出されていません。極めて強い放射能のため、処理・処分までには、半減期が数十年から数百万年であり、永い永い管理を要します。

幌延では、「核廃棄物を持ちこまない」ことを前提にして「貯蔵センター」構想が進められていますが、地下水が550キロも吹き出し、センターも難儀をきたしており、また、サロベツ断層帯は、M7.6の地震が10万年間で12～25回も発生する予測もあり、幌延が地層処分の適地ではないことは明確です。

10万年の安全が全く保障されない、危険な最終処分場計画は絶対に中止すべきです。

(4) 再生可能エネルギー比率40%めざして、自然エネルギー王国・北海道を築く、国立開発研究所を

道の省エネ・新エネ計画（第1期）は10年までに108→194万キロワットにする計画でした。第2期計画では、その目標数値すら放棄しました。山形県は7万キロワット→102万キロワット、また神奈川県は10年間で自然エネルギー比率を2.3%→20%に急加速するなど、各県は積極的目標をかかげているのとは比べても道は貧困です。北海道は10年で20%、20年で40%にのばすことを目標にすることを日本共産党はよびかけ、国が後押しする政策を求めます。

(5) 原発に縛られた立地自治体へ、国が責任を持って雇用や地域経済への支援を

泊原発を廃炉にしても、その作業や使用済み核燃料の保管などで、すぐに立地自治体の雇用や地域経済が打撃を受ける訳ではありません。同時に、原発に縛り付けた国が責任を持って雇用や地域経済、自治体への財政などに、石炭撤退後の対策のような支援を行うべきです。

後志地域は、風力、木質バイオマスなど自然エネルギーの資源に恵まれています。泊原発を廃炉にするとともに、岩宇はじめ後志を自然エネルギーの集中・発展地域としての振興策をとります。国と道の責任で自然エネルギー開発研究所を誘致して、積極活用をはかります。

8. 子ども・教育——日本の将来を担う若い世代が、その自覚と責任をもっていきいき働きくらせる社会をつくる

「子育てと仕事を両立させたい」「自立して生きたい」「人間らしく生活できる賃金を」は、女性たちの切実な願いです。しかし、非正規雇用の増大や賃下げによる収入減とあいづく増税、一方で社会保障の負担増と給付減と三重、四重の苦しみがくらしに押し寄せて

います。さらに、女性の賃金は男性の半分という実態は依然として改善されず、女性の貧困化はますます深刻な問題となっています。

厚生労働省が発表した 2012 年度の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子ども数）は 1・41、北海道は 1・26 でした。若い世代が子どもを持たない理由としてあげているのは、「子育て・教育にお金がかかり過ぎる」ことです。内閣府の 12 年版「子ども・子育て白書」でも、「若者の自立した生活と就労に向けた支援」（45・6%）、「長時間労働の抑制など働き方の見直し」（33・5%）など雇用の改善を求める声が、子育て支援の要望として高くなっています。正規雇用が当たり前となる働き方に抜本的に改善すること、社会保障の拡充で生活不安をなくすことなどをすすめ、若い世代が日本の将来を担う自覚と責任をもって、いきいきと働きくらせる社会をつくりまします。

(1) 働くルールをつくり「自分らしく生きたい」の願いが実現する社会をつくりまします

働く女性が増加する一方、その働き方はパートや派遣などの非正規雇用が半数以上です。しかも、妊娠・出産を機に退職する女性は 6 割にもものぼっています。子育てしながら働き続けられる条件整備もすすまない中で、「自分らしく人間らしく生きたい」という願う女性たちの思いは、ますます切実になっています。若い世代に安定した雇用を取り戻すと同時に、子育てしやすい働き方、賃金・労働時間を保障するしくみをつくりまします。

2015 年 4 月から本格実施が検討されている「新システム」をこのまま実施させず、よりよい制度を実現する運動を道民的運動に発展させまします。

国の責任で保育所をふやします・・・北海道全体の保育所入所状況は 92.6%ですが、都市部と地方の格差は大きく、札幌、旭川の待機児童問題はととても深刻です。札幌では、4 月 1 日現在、定員の 104.06%の入所で 869 人が定員を超える入所となっています。また、北海道では、この 10 年間で 110 カ所の公立保育所が減り、民間や問題の多い「認定こども園」に変わっています。当初 10 カ所だった「認定こども園」は、いまでは 49 カ所まで増えています。安心して預けられ、子どもたちの健やかな成長を保障する保育環境をつくるために、国の責任で認可保育所の建設をすすめまします。

保育士の労働条件の改善・・・「規制緩和」路線と国の保育予算の削減・抑制により保育士の非正規化がすすみ、公立保育所の民営化も急速に広がりました。「新システム」によるいっそうの「規制緩和」と最低基準の撤廃を絶対に許さず、保育環境の改善をすすめまします。また、4 割を超える北海道の非正規保育士の正規化と労働条件の向上をすすめまします。

(2) 子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境をつくりまします

子育て世帯の女性が働きたいと希望する理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という理由が多くあげられ、経済的負担の軽減は切実な課題となっています。国が子育てへの経済的支援を強め、道や市町村の施策も拡充し、どの家庭でも希望する数まで子どもを産み育てられる社会をつくりまします。

子ども手当をもとに戻し、年少扶養控除の廃止は撤回しまします・・・民主党政権が導入した「子ども手当」は、「児童手当」に逆戻りさせられ、年少扶養控除も廃止となり新たな負担増となっています。消費税増税とともに、子育て世代に重い負担を押しつける年少扶養控除の廃止は撤回し、子ども手当の復活と支給対象を高校卒業までに拡充しまします。

出産費用の軽減をすすめます・・・低賃金、不安定雇用の若い世代にとって、結婚・出産にかかる経済的負担は重くのしかかります。妊娠してもお金がないために出産まで病院にかかれない、安い助産院での出産費用すら分割で払うという家庭も少なくありません。安定した暮らしの中で出産し、家族が健やかな状態で子育てできるように、出産手当の増額や妊婦検診の検査項目の追加も含めた拡充をすすめます。公共住宅の建設や「借り上げ」公営住宅制度、家賃補助制度、生活資金貸与制度など子育ての経済的負担を支援する国や自治体のとりくみをすすめます。

保育料や学費などの軽減をすすめます・・・私立幼稚園の入園料や教育費、保育料の負担も子育て世代に重くのしかかっています。富良野市では3歳～5歳の最高額が9万900円、歌志内市での3歳児の最高額は7万77千円と非常に高い保育料となっています。他の市でも乳児の最高額が8万円というところが多くなっています。「子ども・子育て新システム」の導入を中止し、保育料は保護者の収入に応じて定める制度を堅持すると同時に、自治体による保育料の助成制度の拡充もすすめます。また、幼稚園に通う子どもの親に対する国の助成制度を拡充します。

子ども医療費の軽減をすすめます・・・どのような家庭、環境にあっても子どもの命と健康、安全と成長が最優先に保障される社会をつくることは国と社会の責任です。

子どもの医療費は、北海道は就学前まで入通院が無料となっており、自治体独自の上乗せで中学卒業まで無料の自治体もあります。こうした自治体の施策を後退させることなく、国の制度として無料化を実現し、義務教育終了までをめざし当面は小学校入学前まで無料化します。所得制限・自己負担なしで窓口無料を実現します。また、実施自治体に対する国庫負担金の減額で、ペナルティを与えることはただちに中止します。

すべての子どもたちの健やかな成長を保障するために、ヒブ・小児用肺炎球菌・水ぼうそうなど、子どもに必要な予防ワクチンの定期接種化を全額国の負担でおこないます。

(3) 競争・序列化と管理統制強化のもとで深刻化している、いじめ・自殺問題を国が責任をもって解決します。

日本は「子どもの権利条約」批准国であるにもかかわらず、子どもたちの権利を守る施策はあまりにも不十分です。過度の競争をあおる全国いっせい学力テストや、道教委による教職員への勤務実態調査に象徴される管理強化教育などをただちに改善します。また、不安定な社会情勢のもとで、子どもたちがストレスをかかえて自己肯定感も将来への希望ももてない状況におかれる中で、いじめによって自らの命をたつという悲しい出来事が各地で起こりました。いじめ自殺は、子どもをもつ親だけの問題ではなく社会全体で解決していかなければならない問題です。いまほど、一人ひとりの子どもが真に大切にされる社会へ、「子どもの権利条約」の立場で、子どもと子育てをめぐる問題の見直しをもとめられているときはありません。国際的には当たり前となっている「子どもの最善の利益」のために福祉、教育、文化、子育て支援の充実を最優先にすることを国にもとめ、「子どもの権利条約」を社会のすみずみに実現するための道民の共同をひろげます。

就学援助の抜本的拡充と少人数学級の実現～すべての子どもの豊かな成長を保障します・・・「就学援助」制度は、生活困窮世帯の子どもであっても憲法と教育基本法にもとづき、給食費・学用品代・修学旅行費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費などが支給

される制度です。北海道の「就学援助」申請数は年々増加しており、2010年度は23.23%（要保護3.71%、準要保護19.52%）と、全国平均と比べて約8%も高い認定率になっています。「就学援助」制度への国庫補助を拡充します。

どの子もていねいに育て、わかる授業をするためには少人数学級が必要です。国として「30人学級」をすべての学年で実施します。北海道の特別支援学校数は63校ですが、この10年間で児童数は1000人増えています（2012年度）。特別支援学校の教室・教員の不足を解消し条件整備をすすめ、養護教諭も増員します。また、学習障害など軽度発達障害をふくめて、どの子にもていねいな教育をするための特別支援学級や通級指導教室の抜本的な拡充と少人数学級化など、きめ細かな対応をすすめます。

いじめ・不登校への取り組みを支援し、公的助成をおこないます・・・ストレスなどで傷ついた子どもたちのケアや、学校に行けない子どもの教育権の保障のための公的支援をつよめます。相談しやすい窓口を拡充するとともに、不登校や「ひきこもり」などの「親の会」や道内21校（道教委が把握している施設、5月1日現在）あるフリースクールなどへの公的支援を拡充します。学校、保護者、地域が協力し合って子どもを守り育てる社会づくりのために、児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどの連携した支援の強化とともに、困難な場合の受け入れ施設の拡充をすすめます。

学童保育の増設、大規模化の解消など環境改善と指導員の待遇改善をすすめます・・・働く親が安心して働き続けられ、子どもたちが安全な放課後をすごし成長できる大切な場としての学童保育を、量・質ともに拡充します。希望する子どもが全員入所できるよう増設をすすめ、大規模化の解消もすすめます。また、札幌市の平均で1万5千円と非常に重い保育料の負担軽減、指導員の正規化と複数配置、生活できる賃金などの労働条件の改善と研修の充実をはかります。

そのために、国の学童保育予算を抜本的に増額し、国による設置・運営基準を定めて地域格差の改善をすすめます。同時に、すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」などの拡充もすすめます。

子どもの豊かな成長、発達をはぐくむ文化、スポーツの支援を拡充します。

(4) 「世界一高い学費」を是正し、教育の機会均等を保障します

2010年4月から公立高校授業料の無償化と、私立高校生などへの高等学校等就学支援費が新設されましたが、大学についての国の援助はまだありません。OECD36カ国のうち14カ国は大学授業料が無償、26カ国に給付型奨学金の制度があります。1966年に国連が採択した「国際人権規約」では、高校教育の無償化と大学教育無償化を定めています。日本は、この条項を承認していない3カ国に入っており、「国際人権規約」採択以来、45年間も承認していないという恥ずべき遅れた状態を続けています。

国公立・私立大学の授業料は、ヨーロッパなみに無料化・超低額化をめざし、当面は授業料減免と給付型奨学金をひろげます。また、私立大学の授業料負担を減らす「直接支援制度」をつくります。

1979年に国連で「女性差別撤廃条約」が採択され、ヨーロッパだけでなく南米、アフリカなど世界各国で女性差別をなくすとりくみが強められています。その後、1995年の女性会議を契機に、「ジェンダー」という言葉が国連でも使われるようになり、ジェンダー平等に向けた様々なとりくみがすすめられました。日本でも、新日本婦人の会をはじめ様々な女性団体が、男女同権・平等の要求をかかげ運動をひろげてきました。しかし、日本政府は国連女性差別撤廃条約などの国際合意の実行を妨げてきたために、日本の女性差別は今も根強く存在しています。

こうした状況の根底にあるのは、財界の女性戦略と「大企業・財界中心」の新自由主義的な「構造改革」路線です。戦後、財界の一貫した要求のみに応えてきた政府により、日本の女性たちは長年、パートなど安上がりの労働力としての役割を担われてきました。全国の働く女性の44.1%は、パート等の短時間労働者です（2011年）。その結果、女性の賃金は男性の半分、女性国会議員が1割などという先進国の中でも最低であり、男女平等指数で世界101位と前年98位よりも3位も後退、しかも主要8カ国（G8）では最下位という「女性後進国」となっています。

いま政府がすすめるようとしているのは、「女性の活用」という言葉を使いながらさらなる雇用の規制緩和をすすめることです。急速な少子高齢化対策を口実に、「福祉や男女平等論ではなく、経済再生論としてとりくむ」という財界の意をくんだ、新自由主義的「構造改革」路線をさらにおしすすめるねらいを具体化したものです。いま、様々な国民運動が高揚し、女性たちも声をあげはじめている時だからこそ、男女とも安心して働き、生み、育て、老いることができるジェンダー平等の社会へと根本的に転換すべきです。

女性が正当に評価され、安心して働き続けられるルールをつくります

賃金格差是正や均等待遇、罰則強化など、男女雇用機会均等法やパート労働法を実行あるものに抜本改正します。「育児休業切り」「産休切り」をなくし、男性も女性も安心して育児休業をとれるよう、所得保障を6割に増額するなど育児休業制度を拡充します。また、パートや派遣労働者がとりやすい育児休業法に改正します。

女性の独立した人権を尊重し、社会的、法的な地位を高めます

人間の平等と尊重の原則に反する女性への差別をなくし、国際的基準にもとづいたルールの確立と社会の合意をつくります。国連女性差別撤廃委員会の勧告に従い、暫定的特別措置などで職場での差別を是正します。同時に、第3次男女共同参画基本計画の成果目標とスケジュールを着実に達成するようとりくみをつよめます。

選択的夫婦別姓制度の実現、再婚禁止期間・婚姻最低年齢の見直し、婚外子差別の禁止など民法改正をすすめます。家庭、社会のすみずみまで男女平等、個人の尊厳の徹底をはかり、家庭内暴力やセクシャルハラスメントなどを生まない社会をつくり、民間シェルターへの支援を拡充します。

橋下維新の会共同代表の「慰安婦」発言など、歴史をゆがめる逆流を許さず、日本軍「慰安婦」問題は政府の謝罪と保障をきちんとおこなったうえで、早急に解決することを政府につよくもとめていきます。教科書への歴史的事実の記述を復活させます。

北海道の女性の管理職への登用の引き上げや、女性の政治参加をすすめる、審議会をはじめ

めとする意志決定機関への女性の登用をはかります。

10. 環境、エネルギー——持続可能な社会の実現、北海道の豊かな自然を守る

(1) “焼却中心主義”のごみ処理を脱却、震災がれきの安全な対策をいそぐ

大型焼却炉によるごみの“焼却中心主義”からごみ減量・発生の抑制に切り替え、家庭ごみの有料化やごみ処理の「広域化」が必ずしもごみの減量につながりません。住民と行政、事業者が協力した分別の取り組みを進めるとともに処理の「広域化」の押し付けに反対します。容器包装リサイクル法によるペットボトルリサイクルも、自治体負担の軽減措置など制度見直しを求めます。

(2) アスベストなど、身近にある有害性物質への規制を強め、化学物質政策基本法を制定します

アスベスト（石綿）が原因のがん「中皮腫」で、2005年以前に死亡した道内の277人のうち、164人の遺族が労災補償や給付金を受けていないことが厚生労働省の全国調査で分かっています。「健康被害があってもアスベストの自覚がなく、補償に進まない場合がある」ことから、潜在化する患者の掘り起こしにも力を入れます。石綿の労災認定も抜本的に見直し、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるべきです。汚染者負担にもとづいて製造・使用企業の責任による基金創設を実現し、救済制度を強化します。

(3) 国立公園の整備・拡充を求め、道内の乱開発・大型公共事業を見直します

環境省は2010年、植物やチョウに固有種がみられる日高山脈と夕張山地、タンチョウやオオワシの飛来地の道東湿地群が国立公園の指定候補地となりました。工事継続が進められようとしている平取ダムはオオタカ、クマタカ、ヒメホオヒゲコウモリなど絶滅危惧種の生息・繁殖が明らかになっており、サンルダムは水産資源のサクラマスが天塩川河口から約200キロもの距離をさかのぼり自然産卵ができる、全国で比類な河川環境をもっています。ダムによる治水対策にこだわる姿勢はあらため、流域全体による総合的な治水対策を講じ、貴重な自然と河川環境を守ります。

(4) PCB処理事業など化学物質対策の安全強化について

室蘭市で日本環境安全事業（JESCO）が実施するポリ塩化ビフェニール（PCB）の無害化処理について、国・環境省は完了時期を2028年末まで12年間延長する方針をめました。作業の困難さとともに、見積りの甘さも指摘されています。

異常やトラブルの発生で労働者が施設から退出（退避）する事態もおきている同事業の安全対策の徹底をはかります。どのくらいの処理量になるのか、実態把握に務める体制を国の責任でつくります。環境省や道、自治体の立入調査権限の活用も含め、監督強化をつよめるとともに、処理実態は関係自治体と住民に情報公開を義務付けます。

(5) 生物多様性の保護

生物多様性の保護にむけて道は、「生物多様性の保全に関する条例（仮称）」の素案を示し、新たに「生物多様性保護取締員」を配置して、希少生物の採取や、外来種を放す行為を監視・指導することを打ち出しています。セイヨウオオマルハナバチの駆除で、環境省は「市民レベルの駆除がもっとも効果的」となどとしています。都道府県で進められる取り組みへの財政支援を強め、外来種の効果的な駆除、発生源対策、在来種の代替について研究を進めます。

(6) 新しい環境問題への対応をすすめます

化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化し、地球環境サミットでも確認された予防原則にたつて、遅れている化学物質の有害性にかんする研究と規制を促進します。工場跡地や不法投棄が原因とみられる地下水の汚染などの環境汚染にたいして、住民の健康被害に関する調査と情報公開、新たな被害補償制度などを求めます。

電磁波による健康への影響について、予防のための磁界測定などの対策をとるなど、電磁波に関する環境基準を早急に設定します。

11. 住民のくらしを守る地方財政を保障し、地方自治が花開く日本を

自民党や維新の会、みんなの党などから、地方自治の拡充とは無縁の、上からの「道州制」が押しつけられようとしています。国は外交・軍備や経済だけに責任を負い、住民のくらしなどは地方自治体へすべてをまかせるというものです。効率性を口実に、自治体の大合併などもめざしています。

憲法に定められている、どの国民も健康で最低限度の文化的な生活を営む権利は、国が本来は保障すべきものです。責任を放棄せず、国によるナショナルミニマムの上に、各自治体による独自施策があつてこそ、国民が安心してくらし、特色ある町づくりへと進むことができます。

公務員人件費削減により、地方交付税も削減されることには、地方自治体から「もう節約や住民負担も限界だ」との声が上がっています。一方的な交付税削減を許さず、小泉政権での「三位一体の改革」以前に戻すよう求めます。

豊かな地方自治を進めるうえで、じゅうぶんな財源と権限は欠かせません。「ひも付き補助金」については精査をし、地方自治体を使い勝手の良いものへの改良や、自由度の高い財政措置を求めます。権限の委譲についても、同様の考え方で進めます。

12. 地域交通——くらしと地域経済に役立つ総合交通体系を確立する

(1) 生活と結びついた公共交通などの整備・充実

コミュニティバスへの補助の拡大・・・路線バスのない交通空白地域や不便地域の解消などを図るため、地方自治体等が計画して運行しているコミュニティバスが道内 70 市町村 89 路線（国交通省統計）で運行されています（2012 年 3 月）。高齢化が進み、運転免許を手放す高齢者も増えていくことも考慮し、住民の足の確保の為に、国としての助成を強化します。

乗り合いタクシーなどへの助成の強化を・・・日常の食料品を買うことさえ難しい「買い物弱者」が増加しています。経産省の調査では、全国で 260 万人、道内では 18 万人に上ります。「買い物弱者」は、過疎地域だけではなく、農水省の調査では、最寄りの食料品販売店まで直線距離で 500 メートル以上離れ、車を持たない「買い物弱者」は生鮮食料品に限ると、その数は全国で 910 万人、うち 65 歳以上の高齢者は 350 万人に上っています。「買い物弱者」をなくすため、移動販売車への補助、商店街・小売店への移手段の確保などを行います。市町村の支所や役場、病院、ライフ拠点を結ぶ「乗り合いタクシー」は、20 市町村で導入（運輸局調査）しており、運行など生活に欠かせない地域公共交通を維持するための助成を強化します。

(2) 北海道新幹線・札幌延伸計画は抜本的見直しを行なうこと

北海道新幹線新函館(仮称)～札幌間 211 k m、工事費用 1 兆 6700 億円、2035 年の開業を目指している北海道新幹線計画は、人口減少社会（2035 年 440 万人）の中で需要予測の見直しが必要であり、並行従来線の J R からの経営分離が建設の前提条件になっています。函館～小樽間 253 k m という長大本線が J R から経営分離されたら、地域の崩壊にも繋がりにかねない重大な問題をはらんでいます。

建設財源の負担は、国と地方自治体が 2 対 1 になっており、巨額な建設費用によって、道民の暮らしや福祉施策の削減という事態になりかねません。

北海道新幹線の札幌延伸は、並行従来線の J R からの分離、沿線自治体への思い財政負担を押しつけることをやめ、国と J R の責任で実施するよう、根本的な再検討することを求めます。道民の 6 割は慎重な対応を求めており、いますぐ急ぐべきではありません。

13. アイヌの生活と民族的権利の保障を

アイヌ問題を国の民族政策として位置づけ、明治政府以来の強制同化政策を謝罪し、国の責任を明確にするとともに、生活の安定・向上、民族的文化の保護、教育向上などの諸権利を保障する「アイヌ新法」を早期に制定するべきです。

衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（08 年 6 月）を満場一致決議から 4 年、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（07 年 9 月）採択から 6 年が経過してなお、アイヌ民族がおかれている実態は厳しいものです。低い進学率、低い所得（生活保護率は全道平均の 1.5 倍）、低水準の年金など、格差が放置されているからです。

アイヌ民族の子弟の高校と大学の進学率はなお、大きな格差が生じています。どの子ども進学を希望する場合、返済不要の十分な奨学金を確立し、アイヌ子弟の発達権の保障を求

めます。

アイヌ古老の存命自体が、かけがえのない民族的文化的意義をもっています。生活支援策としてアイヌ古老（エカシ・フチ）に特別手当制度の創設を求めます。

予算流用問題を口実に協会などへの行き過ぎと言えるチェック、監視体制が続いています。協会による自主的努力を尊重し、過度なチェックをあらためます。

過去に大学関係者によってアイヌ墓地から盗掘され、大学等に保管されている人骨について返還を求める遺族にすみやかに返還されるべきです。アイヌに対する民族差別政策に起因する諸問題を、国や道の責任で解決すべきです。

白老町に建設予定の国立博物館が、アイヌの誇りと権利の回復といの目的を果たせるよう国が責任を果たすとともに、博物館学芸員の育成や、他の道内アイヌ関連施設との連携が進むよう、アイヌ協会・関係者の努力を応援します。

14. 道理にもとづく領土交渉とともに、元島民らが被ってきた不利益に対して誠実に向き合うことを政府に求める

旧ソ連が千島列島全体、色丹島・歯舞群島を不当に占拠して68年になります。この島々で生まれ育った方々は多くの苦難を経験し、根室管内でも漁業をはじめ地域振興などでも他の地域にない苦勞を強いられてきました。

そもそも、旧ソ連が「領土不拡大」という戦後処理の大原則に反して占拠したことと合わせ、日本政府がサンフランシスコ平和条約で千島列島を放棄するという重大な表明を行いながら「国後、択捉は千島に含まれない」との見解を出し、歯舞、色丹と合わせ「北方領土」として返還を求め始めたことが、日ロ交渉の行き詰まりと迷走の一因となっています。このような立場は国際的には、通用するものではありません。領土問題は、国家として解決すべき重要な政治課題です。元島民の方々も平均年齢が78歳を超え、政府は一刻も早い解決へ道筋をつけるとともに、領土問題の世代的継承にも責任を負うべきです。

——歯舞、色丹については、千島列島の返還や日ロ間の国境画定・平和条約を待つことなく、速やかな返還を求めます。歴史的経過や国際的道理からしても、千島列島は日本の領土であり、サンフランシスコ条約にある千島放棄条項の誤りを明確にしつつ、国後・択捉の返還を求めます。政府に対して、これまでの日本の主張と交渉の内容を総点検することを求めます。

——元島民の財産等が利活用できない状況に「財産権の行使に対する損失」として、直接的補償が要望されています。政府として全容を明らかにする調査を急ぎ、具体的な交渉と対策を進めるべきです。

——現在行われている「ビザなし訪問」の検証と効果的実行や、人道上的観点から実施されている墓参の拡充に尽くします。地域の要望にもこたえた、民間の人的交流を支援します。

——改正「北特法」に基づく関係自治体への支援と地域経済の振興に力を尽くします。

15. 憲法前文や9条、96条はじめ全条項をまもり、憲法を生かした日本をつくる

(1) 日本国憲法の原則は、世界の進歩の流れをふまえ、それを発展させた先駆的価値をもつもので、21世紀の新しい日本の民主的な国づくりの羅針盤になりうるものだと考えます。

こうした見地から、現憲法を改悪しようとするいかなる行動にも反対します。憲法9条を変えて「国防軍」を明記しようとする自民党の「改憲案」に強く反対します。自民党、維新の会、みんなの党、民主党など同時多発的に改憲の動きがいつせいで出てきています。同時に安倍首相は、憲法9条改憲の突破口として96条改定を参院選挙の争点として押し出しています。

96条改定は、単なる「手続き論」や「形式論」の問題ではありません。近代の立憲主義は、主権者である国民が、その人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るのが憲法です。そのために憲法改定の要件も、時の権力者に都合のいいように、憲法をコロコロと改変することが難しくされており、世界に国々でも当たり前の大原則になっています。この改定は憲法が憲法でなくなる「禁じ手」であって、絶対に許すわけにはいきません。日本共産党は、96条改定反対の一点で一致する政党、団体、故人と国民的共同を広げ、改憲を阻止します。

(2) 安保条約をなくし、米軍基地の撤去、憲法9条を生かした“平和の発信地”に

安保条約を解消すれば、(イ)基地の重圧から日本国民が開放される(ロ)日本は、米国の“戦争の根拠地”から、憲法9条を生かした“平和の発信地”になる(ハ)原発や食料輸入自由化の押しつけなど、経済面での“アメリカいいなり”を断ち切り、日本の経済主権を確立する保障ができます。

安保条約第10条は、相手国に通告さえすれば条約は1年で終了すると定めています。同条項を使えば、日本の自主的な思想で、安保条約も密約も解消できます。

(3) 比例定数削減に反対、民意を反映した選挙制度に

「政治家が身を切る」と言いますが、切られるのは国民の民意に他なりません。この反民主主義的な企てに反対します。議会制民主主義を守り、国民の声を正確に反映する国会にするために、小選挙区制を廃止し、民意を最も正確に反映する比例代表制中心の制度への改革をはかります。政党助成金を廃止します。

(4) 憲法違反の思想調査や教職員監視の即時中止を

北海道教育委員会は2010年に、「教職員の政治的行為」、「組合活動」などを問う内容の「服務規律等実態調査」を行うとともに、「学校教育における法令違反に関わる情報提供制度」で教職員を相互に監視させ、教職員と学校を道民に監視させる密告制度を導入しています。憲法に違反し、教育現場に混乱を持ち込む一連の施策はただちに中止・撤回させます。教育公務員特例法に基づく市民的権利は保障します。

「いじめ」が問題になっているとき、教職員が自由に発言し、連帯して生徒に対応するうえでも、監視制度は弊害になっており即時中止すべきです。

(5) オスプレイ反対、矢臼別演習場での米海兵隊実弾射撃訓練の固定化・恒久化を許さない

在沖縄米海兵隊による矢臼別演習場での実弾射撃訓練は当初、「固定化しない」とされていたのに、すでに今回で 12 回目となります。人体への使用が禁じられている白リン弾の使用など内容、規模とも年々増強され、夜間の実弾射撃も強行されています。

榴弾砲が演習場外に着弾するという前代未聞の事故が起きたのに、政府はアメリカの要求にこたえ、地元 4 町の同意もなく訓練再開を容認しました。とうてい認められるものではありません。

日本共産党は、矢臼別演習場での米海兵隊実弾射撃訓練の固定化・恒久化を許さず、移転訓練そのものを中止することを強く求めます。沖縄はじめ全国でのオスプレイ配備に反対します。

